

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市県民税賦課台帳	
実施機関の名称	久慈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課及び減免を行うため	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 個人番号、4 性別、5 生年月日、6 住所、7 本籍・国籍、8 電話番号、9 その他(印影)	
記録範囲	市民、住登外登録者及びその扶養者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外（地方税法等に基づく）、他の官公庁、その他（本人以外の家族、給与（年金）支払者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	心身の機能障害	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	法令根拠：地方税法第 2 条(地方公共団体の課税権)、第 294 条(納税義務者等)、第 317 条の 2 及び第 317 条	

	の 3(申告等)、第 317 条の 6(給与支払報告書等の提出義務)、第 321 条の 3 及び第 321 条の 7 の 2(特別徴収)、市税条例第 52 条 等
--	---

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課台帳	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課、課税免除及び課税除外を行うこと	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 個人番号、4 性別、5 生年月日、6 住所、7 電話番号、8 その他(印影)	
記録範囲	軽自動車所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外(条例等に基づく)、他の官公庁、民間・私人、その他(家族)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	法令根拠：地方税法第 2 条(地方公共団体の課税権)、第 442 条の 2(納税義務者等)、第 443 条(非課税の範囲)、	

	第 447 条(申告又は報告の義務)、第 454 条(減免)、市 税条例第 85 条の 2 及び第 86 条 等
--	---

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課台帳	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課及び減免を行うこと	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 個人番号、4 性別、5 生年月日、6 住所、7 電話番号、8 その他(印影)	
記録範囲	国民健康保険加入者及び加入世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	本人、本人以外(地方税法等に基づく)、他の官公庁、その他(家族)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	目的内(法第 5 条第 1 項に基づく)民間・私人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	法令根拠：地方税法第 2 条(地方公共団体の課税権)、第 703 条の 4(国民健康保険税)、第 703 条の 5(減額)、	

	第 703 条の 5 の 2(課税の特例)、第 714 条(申告又は報告の義務)、第 718 条の 2～第 718 条の 8(特別徴収)、市税条例第 158 条 等
--	--

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	所得証明事務処理簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	所得等の証明書発行	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 その他(印影)	
記録範囲	市民(代理人を含む)、官公庁、健康保険組合、年金支払者、法人及び個人事業者(営業証明)	
記録情報の収集方法	本人、本人以外(地方税法等に基づく)、他の官公庁、民間・私人、その他(家族、代理人、年金支払者、法人等の従業員)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考

法令根拠：手数料条例

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別土地保有税賦課台帳	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	特別土地保有税の賦課	
記録項目	1 氏名、2、識別番号、3 性別、4 印影、5 資産、6 公的扶助	
記録範囲	土地 5,000 m ² 以上の土地取得者	
記録情報の収集方法	本人、債権・債務者、その他賦課徴収・納税に関する直接関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	根拠法令等：地方税法第 2 条(地方公共団体の課税権)	

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税賦課台帳	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課・徴収	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 住所、4 資産	
記録範囲	固定資産土地・家屋・償却資産の所有者、納税管理人	
記録情報の収集方法	本人、他の官公庁からの異動通知（登記異動通知）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	岩手県県税室	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	根拠法令: 地方税法第 2 条(地方公共団体の課税権)、第 380 条(固定資産課税台帳等の備付け)、第 381 条(固定資産課税台帳の登録事項)、第 382 条(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)、第 382	

	条の2(固定資産課税台帳の閲覧)、第383条～第384条の 2(固定資産の申告)、第387条(土地名寄帳及び家屋名寄 帳)
--	---

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相続税法第 58 条の規定による通知簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	相続税法第 58 条の規定に係る調査、報告、協議事項	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 生年月日、4 住所、5 本籍・国籍、6 死亡日、7 死亡場所、8 届出人、9 本人及び世帯の職業、10、所得・収入、11 資産、12 親族状況	
記録範囲	相続の発生者（相続人及び被相続人）	
記録情報の収集方法	実施機関内部での利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	久慈税務署 ※相続税法第 58 条の規定による定例事項のみ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	根拠法令等：相続税法第 58 条、税務署との協議事項	

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	諸証明(固定資産評価証明書等)事務処理簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産等の証明発行管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 資産、6 住居状況	
記録範囲	証明書交付申請者(所有者、納税管理人、相続人、代理人、借地人、借家人、債権者)	
記録情報の収集方法	本人 (申請者)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁(法的根拠に基づく調査に係る提供)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	根拠法令：地方自治法第 2 条、地方税法第 382 条の 2、地方税法 382 条の 3、地方税法第 387 条、地方税法第 422	

	条の 3、租税特別措置法施行令第 41 条、租税特別措置法施行令第 42 条第 1 項、地方税法施行令第 52 条の 14、地方税法施行令第 52 条の 15、地方税法施行規則第 12 条の 4、地方税法施行規則第 12 条の 5
--	---

-

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相続人代表者指定届綴	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課及び徴収	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 個人番号、4 生年月日、5 住所、6 本籍・国籍、7 電話番号、8 相続発生日(死亡日)、9 資産、10 親族状況	
記録範囲	相続の発生者(被相続人及び相続人)	
記録情報の収集方法	相続人、実施機関内部での利用、被相続人または相続人の本籍地戸籍・住民登録担当課、被相続人の死亡時住所地を管轄する裁判所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考

根拠法令：地方税法第2条、第9条の2(納税義務者の届出義務)

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税の減免申請受付処理簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の減免に係る審査決定	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 資産、8 家庭状況、9 公的扶助	
記録範囲	生活保護法適用者、物価統制令による浴場経営者、社会教育法による公民館長等	
記録情報の収集方法	本人（申請者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	根拠法令：地方税法第 367 条及び市税条例第 69 条	